

部、應援ヲ受ケ杉並町高圓寺九一番地日下公雄方ノ筆談  
陶半部トシ罷業ヲ繼續對策協議中

右及申(通)報假也

別記

要求書

不人社ノ都合ニ依リ休業ノ場合ハ日給金額ヲ支拂フコト  
且日曜祭日ハ公休トシ日曜祭日以外ハ出勤トスルコト  
半年一回昇給制度ヲ確立セヨ 認意  
但シ最低賃金百五十以上  
ニ最低賃銀一円二十銭ヲ支給スルコト  
水未拂賃銀ヲ即時支給スルコト  
ハ給料日ヲ五日ト制定シ父ス支拂フコト  
ト職業ノ歩合制度ヲ實施スルコト  
夫退職手当制度ヲ確立セヨ  
但シ一年未満ハ二ヶ月以上  
凡年二回ノ査定制度ヲ確立セヨ  
但シ最低賃銀半期一ヶ月以上  
又健康保険ハ工場主全額負担ノコト  
ル宿直ハ二人トシ各七十銭ヲ支給シロ  
才仕上場ノ所産装置速修完全ニスルコト  
ワ工場内ニ連時急急常備スルコト  
ヨ服衣場ヲ設置スルコト  
ヨ質下散首絶對及對  
夕湯働後化絶對及對  
レ右要求事項ハ十二日午後五時迄三回答セヨ